

第1 県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

1 社会的養育の体制整備の基本的考え方と計画体系

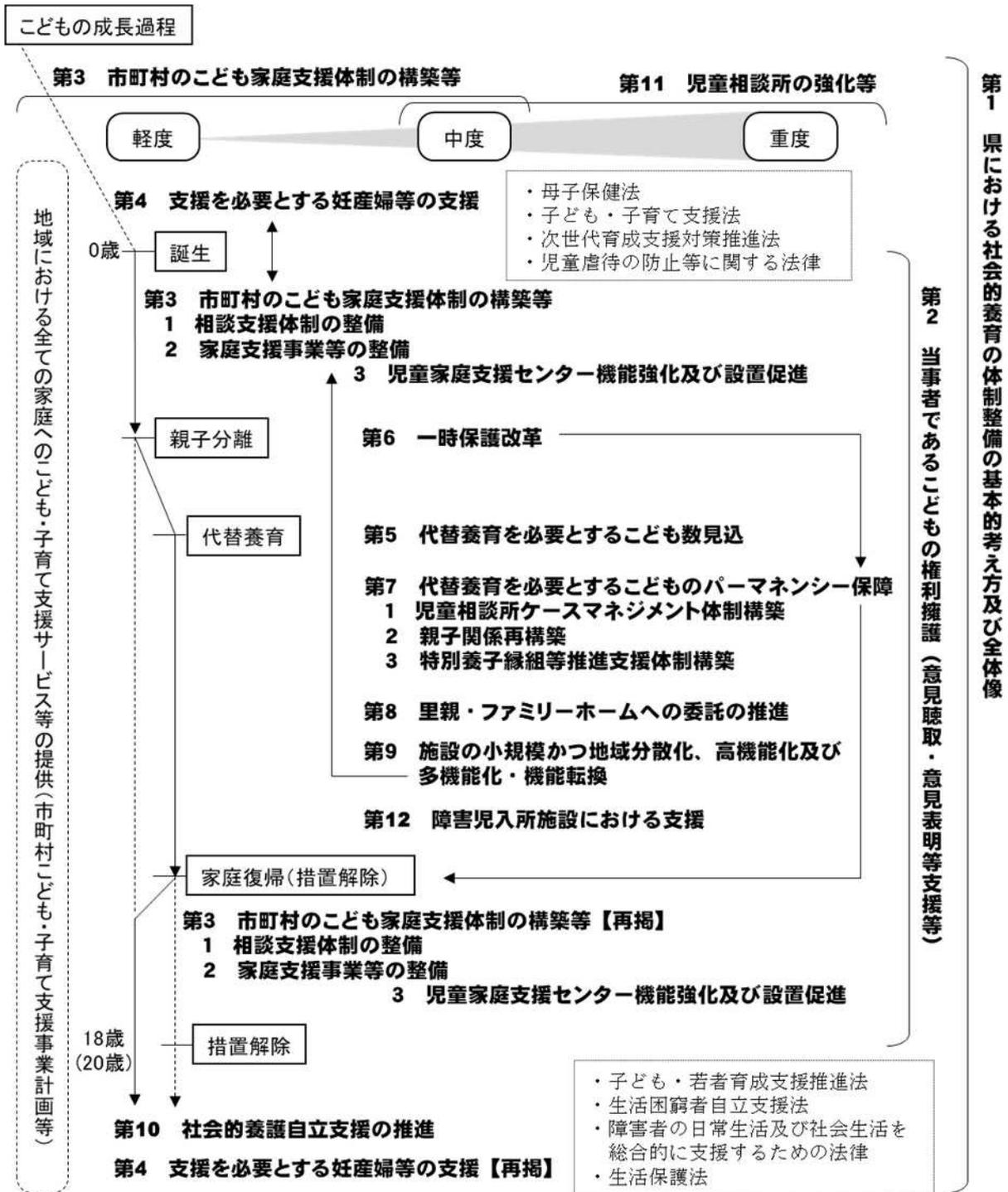
- ・ 令和5年4月に施行された「こども基本法」(令和4年法律第77号)第3条には、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」や「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること」など、こども施策の基本理念が規定されています。
- ・ 県においては、当該基本理念にのっとり、国や市町村等と連携のうえ、こどもの状況に応じた施策を策定し実施する必要がある、また、国民は、地方公共団体等が実施するこども施策に協力するよう努めなければなりません。
- ・ こどもの最善の利益を図るためには、まず、市町村において、家庭支援事業⁷等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行うことが重要です。また、県(児童相談所)は、代替養育を必要とするこどもに対して、親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討する一方、より専門的な支援を必要とするこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設⁸又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行うなど、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねを継続していくことが必要です。
- ・ 本計画は、県において、児童相談所や市町村、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設等の社会的養育に関わる関係者はもとより、全ての県民が、在宅から代替養育での支援や自立支援まで、こどもの権利擁護や家庭養育優先原則、パーマネンシー保障の理念等に基づき協力連携のもと、一体的かつ全体的な視点を持ち、地域の資源を最大限に活用しながら着実に取組を進めることを目的としています。
- ・ 本計画の体系は(図表1-1)のとおりです。全ての県民が家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感でき、こどもたちが健やかに成長できる環境を整備することが重要であり、子ども・子育て支援法等に基づき市町村が策定する「こども・子育て支援事業計画⁹」とも密接に連携しています。

⁷ 子育て短期支援、養育支援訪問、一時預かり、子育て世帯訪問支援、児童育成支援拠点及び親子関係形成支援の各事業の総称(児童福祉法第21条の18)。

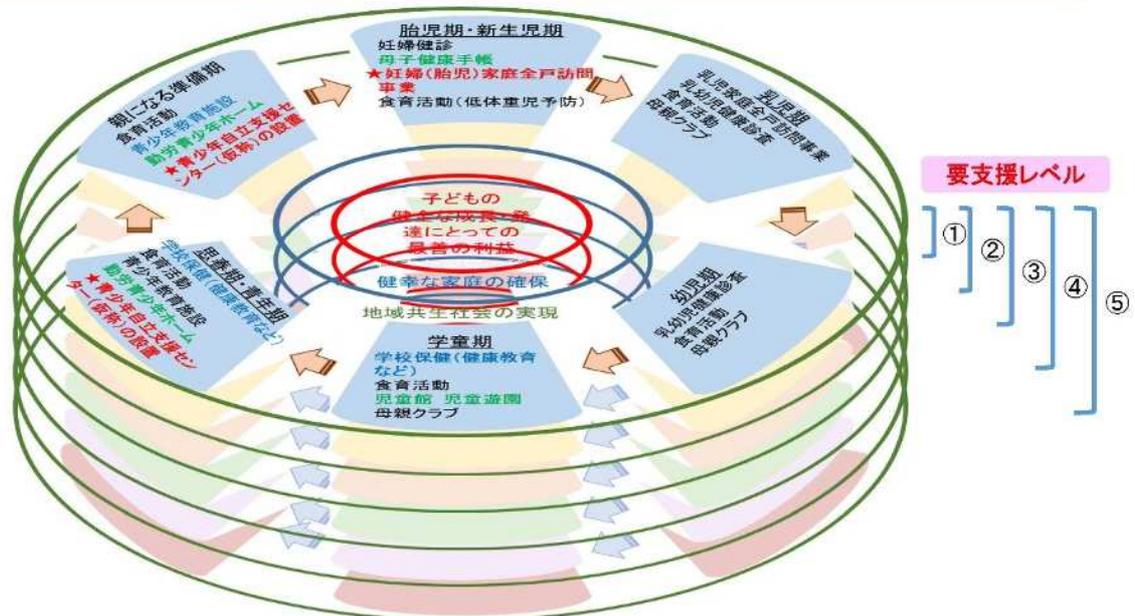
⁸ 児童養護施設等のうち、本体施設の支援の下で地域の民間住宅等において、4～6人が専任職員等と家庭的な環境下で生活するもの。具体的には、「地域小規模児童養護施設」及び「分園型小規模グループケア」をいう。

⁹ 地域における全ての子育て世帯等に対して、養育相談をはじめ総合的な子育て支援施策を推進し、その福祉の向上を図るために実施する地域こども・子育て支援事業(家庭支援事業を含む。)の量の見込みや児童虐待防止の充実策(任意記載事項)などを盛り込んだ計画。

(図表1-1) 計画体系



市区町村と都道府県の協働のもと、養育のライフサイクルを見据え、どの年齢や時期においても、その子どもや家族の多様なニーズにも対応できる緩やかなグラデーションをもった重層的な養育支援システムの構築が重要



(出典) 大分県社会的養育推進計画改定委員会 相澤仁委員長 提供資料より抜粋

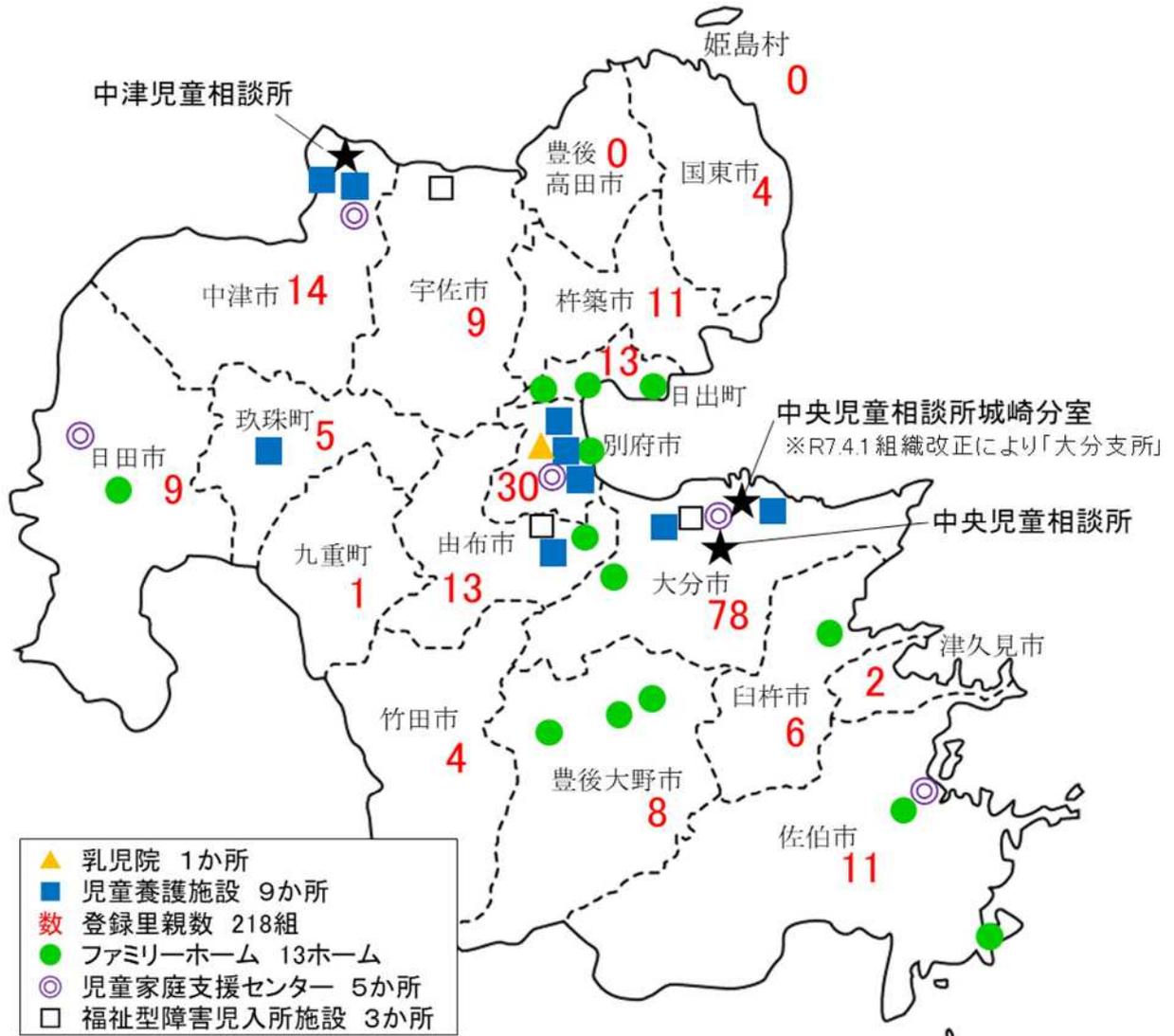
2 PDCAサイクルの運用の在り方

- ・ 本計画は毎年度、各項目の評価のための指標等により自己点検・評価を行い、その結果を、有識者や代替養育経験者等を委員とした大分県社会的養育推進計画評価委員会（仮称）へ報告するなど、進捗管理を徹底します。
- ・ 自己点検・評価により明らかになった課題等については、速やかに取組の見直し等を行い、適切にPDCAサイクルを運用するとともに、その際は、こどもアンケートやこども会議等により、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の意見聴取に努めます。

3 代替養育資源

- ・ 令和6年3月31日現在、県内の代替養育資源は（図表1-2）のとおりです。

（図表1-2）代替養育資源の分布



（注） 上図のほか、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所Ⅰ型（R6.5開所）が大分市内に1か所ずつ、母子生活支援施設が大分市内に1か所及び別府市内に2か所

4 主な評価のための指標

- ・ 評価のための指標は各項目に掲載していますが、主な指標は（図表1-3）のとおりです。

（図表1-3）主な評価のための指標

項目	現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)					
	R5	R6見込		R7	R8	R9	R10	R11	
第2	意見表明等支援事業を利用可能なこども的人数(人)	477	486	600	114				
					15	15	15	30	39
第3	こども家庭センターの設置数(か所)	—	16 (14市町村)	20 (18市町村)	4				
					3	1	—	—	—
第4	妊産婦等生活援助事業の実施事業所数(か所)	(1) 前身事業	1	1	—				
					—	—	—	—	—
第6	一時保護専用施設の確保数(か所)	3	4	5	1				
					—	—	1	—	—
第6	第三者評価を実施している一時保護施設(一時保護所)数(か所)	1	—	1 (おおむね3年毎)	1				
					—	1	—	—	1
第7	親子再統合支援事業による各種支援の実施件数(件)	263	290	300	10				
					2	2	2	2	2
第7	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数(件)	6	3	延25	延25				
					5	5	5	5	5
第8	里親等委託率(%)	39.1	40.0	45~55.0以上	41.0	42.0	43.0	44.0	45.0
	3歳未満	66.7	70.0	75.0以上	76.9				
	3歳以上就学前	67.2	60.0		77.8	77.8	77.8	76.9	76.9
	学童期以降	31.8	31.0	35~50.0以上	74.3				
					62.5	66.2	69.0	72.9	74.3
					34.0	35.1	35.8	37.3	39.0
第8	里親登録(認定)数(組)	218	230	280	50				
					10	10	10	10	10
第8	里親支援センターの設置数(か所)	—	0	1	1				
					—	1	—	—	—
第9	小規模かつ地域分散化した児童養護施設数(か所)	13	12	16	4				
					1	—	1	1	1
第10	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数(か所)	(1) 前身事業	1	1	—				
					—	—	—	—	—
第11	第三者評価を実施している児童相談所数(か所)	—	—	2	2				
					中央	—	中津	中央	—
	児童福祉司の配置数(人)	69	78	配置基準以上	(配置基準以上) 国プラン等に基づき配置				
	児童心理司の配置数(人)	28	35	配置基準以上	(配置基準以上) 国プラン等に基づき配置				

※各項目、年度末時点

(参考) 主な評価のための指標 (エリア別)

エリア	項目	資源の必要量等 【目標値】	
県レベル	第2 意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数(人)	600	
	第4 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数(か所)	1	
	第6 第三者評価を実施している一時保護施設(一時保護所)数(か所)	1 (おおむね3年毎)	
	第7 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数(件)	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数(件)	300
			延25
	第8 里親等委託率(%)	3歳未満	45~55.0以上
		3歳以上就学前	75.0以上
		学童期以降	35~50.0以上
	第10 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数(か所)	児童自立生活援助事業(I型)の実施箇所数(か所)	1
			2
圏域レベル (県北・県央・県南など)	第3 児童家庭支援センターの設置数(か所)	5	
	第6 一時保護専用施設の確保数(か所)	5	
	第8 里親支援センターの設置数(か所)	民間フォostリング機関の設置数(か所)	1
			5
	第9 小規模かつ地域分散化した児童養護施設数(か所)	16	
	第10 児童自立生活援助事業(II型)の実施箇所数(か所)	6	
	第11 第三者評価を実施している児童相談所数(か所)	児童福祉司の配置数(人)	2
		児童心理司の配置数(人)	配置基準以上
		配置基準以上	
市町村レベル	第3 こども家庭センターの設置数(か所)	20 (18市町村)	
	第8 ファミリーホームの設置数(か所)	18	
地区レベル (小・中学校区など)	第8 里親登録(認定)数(組)	280	

※各項目、年度末時点